第11回厚生常任委員会会議記録 平成26年10月8日(水曜) 午前 9時30分 開閉会 休憩時間 10:36-10:45 11:15-11:18 H 時 午前11時25分 会議場所 役場3階 第1委員会室 委員長 岡﨑榮太郎 議長 広瀬 重雄 委 員 唯野 義勝 副委員長 髙橋 仁美 委 員 吉田 敏郎 出席委員 委 員 髙橋 氏 名 源 説明等に 子育て支援課長 安田敦史 課長補佐 佐々木快治 出席した 者の氏名 子どもセンター長 谷川宜延 児童係 佐藤文彦 住民生活課長 弦巻 潔 国保医療係長 竹川恭史 事務局職員 局長 西科 純 次長 剣持 和裕

『会議に付した事件と会議結果など』

1 開 会 委員長が開会を告げ、事務局長から本日の委員会の日程について説明する。

- 2 議 件
 - (1) 審査事項
 - ア 「議案第45号 芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営 に関する基準を定める条例制定の件」及び、「議案第46号 芽室町家庭的保育 事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件」及び「議案第47号 芽室町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例制定の件」及び、「議案第48号 芽室町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件」について
 - (2) 調査事項

イ 国民健康保険特別会計について

当日配布資料1

- 3 その他
 - (1) 次回委員会の開催日時について
 - (2) その他

2 議件(1) 調査事項

- ・安田子育て支援課長から条例案について説明。
- ・吉田委員 補助員と全員を保育士にした場合の負担の違い、メリット及びデメリットについては。
- ・安田課長: 国の成長戦略をもととするものであり、女性の社会進出などを目的 ともしている。本町においては継続した待機児童対策事業となる。
- ・吉田委員: 暴力団排除の規定は検討したか。
- ・安田課長: 検討していない。
- ・吉田委員: 家庭的保育の場で生じた事故の補償はどうなるか。
- ・安田課長: 内容によっては、自治体に責任が生じる場合もある。
- ・髙橋(源)委員: P75の第46条で、町は事業者になれないのか。
- ・安田課長: 町も事業者になることはできる。
- ・髙橋(源)委員: 農村地域保育所の事業者は町とすることを望む保護者は多いが。
- ・安田課長: 町が行うかどうかは言及できない。どういう位置、機能を含めて議論している最中であり、農村地域保育所の事業者は時間をかけて決まると考える。
- ・髙橋(源)委員: 地域が事業者となり得るか。
 - ・安田課長: まだ全て整理できていないが、地域が基準となることは国から示されてはいない。地域型保育は $0\sim2$ 歳までである。農村地域保育所は従来の認可外保育所となろう。
- ・髙橋(仁)委員: 保育の質が低下しないと考えていいか。
- ・安田課長: 待機児童を出さないという主旨のもとで行われるもの。
- ・髙橋(仁)委員: すぐに変わる点は。
- ・安田課長: 財源は変わる。ルールが変わり、認可保育所に入る財源が増える。 利用者側は、「保育を必要とする」という点についての申請は少々面倒になる懸念 はある。
- ・髙橋(仁)委員: ニーズ調査の結果は反映されているか。
- ・安田課長: ニーズ調査の結果が反映されているかどうかについては、学童保育 に関する件は応えている。4年生以上についてのニーズは、あまり多くはない。 ニーズ調査と完全に関連性があるものではない。最低基準を定めるもの。
- ・髙橋(仁)委員: 正当な理由が無ければ、拒むことができないとあるが。
- ・安田課長: 定員を超過した場合ということが相当する。
- ・髙橋(仁): 家庭的保育で滞納が続くときなどはどうなるか。
- ・安田課長: 町が事業者になった場合は、他と同様の手続きとなるが、民間事業者については町が関与するべきものではないと考えている。
- ・髙橋(仁)委員: 家庭的保育において、様々なトラブルが発生すると考えられる。記録を残すことにはなるが、町としてトラブルの把握の必要性は。
- ・安田課長: 町が民間事業者に介入すべきものとないものがある。施設に関して

の関与はあるが、地域型保育所での料金に関しては民間事業者と当事者との関係であり、特に関与すべき問題ではないと考える。

- ・髙橋(仁): 記録を後に見ることはあるか。
- ・佐々木課長補佐: 地域型保育は、0-2歳まで。3歳以上児は保育所入所になるため、成長等の記録は必要となる場合がある。
- ・岡﨑委員長: 暴力団の検討はしていないとあったが、検討しないか。
- ・佐々木補佐: 御指摘のとおり、自治体に事務所がある場合には条例に盛り込まれているか。
- ・中野議員(委員外発言): 社会保障に子育て支援を盛り込んだ重要なものである。 ①本町には、暴力団の排除条例がある。将来様々な企業が参入できるということ であり、これを認めるべき。②条例中、対象は明らかであり、分かりやすさから 市町村の表記を町に改めるべき。③保育士は半数以上とあるが、質の向上の観点 から、一部の市町村から明記しているように75%以上とすべき。あらゆる子ど もが平等に教育、サービスを受けられるように最善を尽くすものとすべき。
- ・髙橋(源)委員: 本日結論とはならない。説明を受けたこと、委員外発言も含め協議する必要がある。
- ・梅津議員(委員外発言): ①根拠法である児童福祉法第24条第1項の自治体の 責務を明記すべき。芽室町の全ての子どもたちに対し、いい保育を保障すべき旨 を明らかにすべき。②保育の利用手続きの認定定員に関する利用調整を施設側が 明記すべき。障害を持った子どもの入所に関しての加配等、事業者の場合はコストがかかることを理由に配置しないことが考えられる。認定基準を明らかにすべ き。町はその状況を把握すべき。そうした仕組みをつくるべき。これは行政訴訟 などに発展した場合にそれが根拠になる。自治体が保育の責任があるということ を保障するものである。③国の財政的な側面から来ているので、町が民間事業者 のオプションには規制がないとしているが、一定の規程を盛り込むべき。保護者 に対して、保育料に関して明記させるべき。④資格者の問題であるが、本町は有 資格者であるが、優れた点を継続し、サービスの低下につながらないようにすべ き。国が義務化しているものではなく、自治体が決めることができるものである。
- ・岡﨑委員長: 次回も審査を継続するものとする。

(2) 調査事項

イ 国民健康保険特別会計について

当日配布資料1

- ・弦巻住民生活課長及び竹川国保医療係長から資料1に基づき説明。
- ・髙橋(源)委員: 金額でどのくらい減額となっているか。
- ・弦巻課長: 割合では700万円程度の減額である。
- ・髙橋(源)委員: 次年度の見通しは。
- ・弦巻課長: 1 Pの概念図であるが、制度改正がある。
- ・髙橋(仁)委員: 国保会計の赤字の原因は、国からの財源が少なくなっている ことと医療費の増額であるが、H21からH26の間に保険税の改正は、どのく らい行ったか。また最高額はいくらであったか。

- ・弦巻課長: 69万円。税率改正は H21固定資産税に関して改正。H25支援分と介護分を見直した。
- ・髙橋(仁)委員: 町では赤字対策をどのようなことを考えているか。
- ・弦巻課長: 繰出金による場合、保険税を改正してという場合がある。医療費に 関してはやむを得ない点もある
- ・髙橋(仁)委員: 最低額は。最高額は何世帯くらいあるか。
- ・弦巻課長: 最低額は、2万100円。最高額は363世帯となる。

3 その他

- (1) 次回委員会の開催日時について
 - 10月17日(金曜)午前9時30分
- (2) その他
 - ・保健福祉課から第6期介護保険事業計画及び第6期高齢者保健福祉計画の進捗状況の報告をしたい旨の申し出がある。

以上をもって、特別委員会を終了する。

 傍聴者数
 一般者
 4名
 報道関係者
 1名
 合計
 5名

 記載のとおり報告する。

平成26年10月8日

厚生常任委員会委員長 岡﨑 榮太郎